



熊本県公報

第 1 2 3 6 7 号
平成 26 年 11 月 11 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
 - 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (//) 1
 - 熊本県准看護師試験実施…………… (医療政策課) 1
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 3

告 示

熊本県告示第 1 0 8 3 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後クラブ ばれっと 山鹿市山鹿 3 4 0 番地 1	社会福祉法人はるか げ会 熊本市南区富合町古 閑 9 9 4 番地 1 堀川 弥生	平成 26 年 1 1 月 1 日	4350500114	指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 1 0 8 4 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
つなぐ 八代郡氷川町野 津 4 6 0 3	一般社団法人九州福 社会 八代郡氷川町野津 4 6 0 3 増田 利明	平成 26 年 1 1 月 1 日	4351700036	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第 1 0 8 5 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、平成 26 年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成 26 年 11 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成 27 年 2 月 20 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験場所

- 公立大学法人熊本県立大学（熊本市東区月出三丁目1番100号）
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成27年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成27年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(5) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
(7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書（熊本県所定のもの）
写真（試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを）を所定の欄に貼ること。
イ 受験資格を有することを証明する書類
(ア) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、平成27年3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とする。
(イ) 4の(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し
(ウ) 4の(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し
ウ 返信用封筒
長形3号（12.0センチメートル×23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
(2) 受験手数料
6,900円（熊本県収入証紙によること。）
(3) 受付期間
平成27年1月5日（月）から同月13日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
(4) 提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 6 合格者の発表
平成27年3月18日（水）午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び県内各保健所（熊本市保健所を除く。）に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。
なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。
- 7 問合せ先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

公 告

熊本県公告第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営中島地区（金内工区）地区土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営中島地区（金内工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年11月12日から平成26年12月10日まで
- 3 縦覧場所
山都町役場